

コメントの内容及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの内容	金融庁の考え方
1	<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－1－8－（2）－②一口. について、南海トラフ地震臨時情報（警戒）が発表された場合において、事前避難対象地域外であれば「原則として平常どおり営業を行う」とありますが、金融機関独自の判断・基準で店舗の営業を休止することは可能でしょうか （例）海岸から直線距離●メートル以内に位置する店舗は休止する等）。</p> <p>また、その休止が可能である場合、住民事前避難対象地域内の対応（同指針（2）－①－イ.－a.）等と同様に営業休止の措置を講じる予定店舗を平時から予め周知するという対応で問題はありませんでしょうか。</p>	<p>当該規定の趣旨は、事前避難対象地域外の店舗等に対して一律に営業継続を求めるものではないため、例えば、顧客や従業員に対する安全上の配慮が必要な場合や営業継続に必要な態勢を確保できない場合等においては、営業を休止する判断を差し控える必要はありません。こうした判断を行いうる場合には、住民事前避難対象地域内の対応に準じ、当該店舗等を平時から予め周知することが望ましいです。</p>